

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	身体障害者手帳交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊達市は、身体障害者手帳交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県伊達市長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき県が交付する身体障害者手帳に関して、申請書の受付、県への進達、交付、返還、の手続き等の事務を行う。 また、併せて更生指導台帳整備、転出入等に伴う台帳移管に必要な各種情報の提供・照会を行う。
③システムの名称	障がい者福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20、48、49、53、76、77、80、81、113、141、155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>【障がい者福祉システムに関して】 伊達市役所健康福祉部社会福祉課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1274</p> <p>【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1159</p>
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施)</p> <p>2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満</p> <p>4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
[1,000人以上1万人未満]	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
[500人未満]	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
[発生なし]	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<p>基礎項目評価の実施が義務付けられる</p>

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。 ・複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行っている。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I 4.②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号別表第二の16,27,28,31,54,55,56の2,57,79,106,116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9.11.12.14,20,21,22,28,29,30,31,42,53,55,59条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二の16,27,28,31,54,55,56の2,57,79,106,116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9.11.12.14,20,21,22,28,29,30,31,42,53,55,59条		
令和4年3月10日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和2年7月1日 時点	令和4年2月1日 時点		
令和4年3月10日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和2年7月1日 時点	令和4年2月1日 時点		
令和5年3月10日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	【障がい者福祉システムに関して】 伊達市役所健康福祉部社会福祉課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1274 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111	【障がい者福祉システムに関して】 伊達市役所健康福祉部社会福祉課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1274 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1159		
令和5年3月10日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和4年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点		
令和5年3月10日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和4年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点		
令和6年3月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和5年2月1日 時点	令和6年2月1日 時点		
令和6年3月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和5年2月1日 時点	令和6年2月1日 時点		
令和7年3月1日	I 3.「個人番号の利用」	・番号法第9条第1項および別表第一の11の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表20の項	事後	
令和7年3月1日	I 4.「情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠」	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二の16,27,28,31,54,55,56の2,57,79,106,116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9.11.12.14,20,21,22,28,29,30,31,42,53,55,59条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20、48、49、53、76、77、80、81、113、141、155の項	事後	
令和8年3月2日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和7年2月1日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	
令和8年3月2日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和7年2月1日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	